

平成23年10月31日裁決

主文

本件再審査請求を却下する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、裁定請求日から〇年前に遡及して、障害基礎年金の支給を求めるといことである。

第2 再審査請求に至る経緯

一件記録によると、本件再審査請求に至る経緯として、次の各事実が認められる。

1 請求人は、統合失調症(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金の裁定を請求した。上記裁定請求に際しては、平成〇年〇月〇日現症の障害の状態を記載した診断書が添付された。

2 厚生労働大臣は、当該傷病の初診日を請求人主張のとおり平成〇年〇月〇日と認定した上、平成〇年〇月〇日付で請求人に対し、同年〇月〇日を受給権発生日とする障害等級2級の障害基礎年金を同年〇月から支給する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求(以下「本件審査請求」という。)を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その不服の理由は、要するに、請求人は、20歳前の初診時から精神の障害が長期にわたって持続していたことから、障害基礎年金の現時点からの給付にとどまらず、「〇年間の遡及請求・給付の行政処分」を求めるといのである。

第3 当審査会の判断

1 請求人の本件裁定請求に係る平成〇年

〇月〇日受付けの「国民年金障害基礎年金裁定請求書」(以下「裁定請求書」という。)によると、請求人は、「障害給付の請求事由」として、「2 事後重症による請求」の「2」に〇印を付して、本件裁定請求が事後重症による裁定請求であることを明示して提出しており、裁定請求書に添付した診断書も上記裁定請求日に近接する平成〇年〇月〇日現症のa病院b科・A医師作成の診断書(平成〇年〇月〇日付)のみであるから、本件裁定請求は、事後重症による裁定請求であることが明らかである。したがって、厚生労働大臣が本件裁定請求を、事後重症による裁定請求として受理して原処分に関与することは妥当な措置である。

2 上記1によると、本件裁定請求は、事後重症による裁定請求であり、請求人が主位的にも予備的にも障害認定日による裁定請求をしたとは認めることができないところ、請求人に係る障害基礎年金は、事後重症請求がそのまま認められて(なお、請求人は、認定された障害等級について不服を述べていない。)裁定され、平成〇年〇月〇日(裁定請求の日)に受給権が発生したものである(このことが、請求人の「国民年金・厚生年金保険証書」に「受給権を取得した年月 平成〇年〇月」と記載されているわけである。)

3 請求人は、〇年前に遡って年金を支給すべき旨を主張するのであるが、その趣旨は、本件裁定請求を障害認定日による裁定請求として取り扱い、障害認定日以後の20歳到達日(平成〇年〇月〇日)に受給権が発生したことを前提として、消滅時効期間が経過していない〇年分について支給することを求めて、不服という趣旨であると解されるところ、本件裁定請求は、先に見たとおり、事後重症による裁定請求のみであり、障害認定日による裁定請求はないのであるから、障害認定日による裁定請求に対する処分をしたということもあり得ず、結局は、不服申立ての対象となる処分を欠くものといわざるを得ない。

4 国年法第101条第1項は、被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる」と規定し、厚年法第90条第1項は、被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる」と規定し、同法第91条は保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分又は第86条の規定による処分に不服のある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる」と規定しているが、本件の場合、不服申立の対象となる「処分」がないのであるから、審査請求をすることができないことは明らかである。

5 そうすると、本件審査請求は、存在しない処分に対して申し立てられた不適法なものといわざるを得ず、その不備は補正することができないことが明らかであるから、これを却下すべきである（社会保険審査官及び社会保険審査会法（以下「社保審法」という。）第6条。その意味において、審査官が本件審査請求を適法な審査請求として、本案の判断をした上、これを棄却したのは相当ではない。）。そして、当審査会に対する再審査請求が適法とされるためには、法律上、これに先行する審査請求が適法にされていることを要すると解されるところ、本件審査請求は、上記のとおり不適法なものといわざるを得ないから、本件再審査請求は、適法な審査請求を経ないでされたものであるから不適法であり、この不備を補正する余地もない。

6 よって、社保審法第44条、第6条に基づき、本件再審査請求を却下することとして、主文のとおり裁決する。